

平成30年7月25日市長決裁
(平成30年10月9日市長決裁一部改正)

(仮称) 狭山市防災基本条例市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 災害に強いまちづくりを推進することを目的とした、(仮称) 狭山市防災基本条例(以下「条例という。」)を制定するにあたり、市民等の意見を反映させるため、(仮称) 狭山市防災基本条例市民検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例の具体的内容の検討に関する事
- (2) その他、条例の制定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員21名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内の防災関係団体を代表する者
- (2) 市内の事業者を代表する者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、所掌事項を達成するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(部会)

第8条 委員会に、所掌事項を専門的に検討するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 4 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 6 部会で検討した結果は、委員会に報告する。

(会議の公開等)

第9条 委員会及び部会の会議は、原則として公開する。

- 2 会議の開催日時等は、可能な限り事前に公開するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市民部危機管理課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会で協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月25日から施行する。
- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、委員会の初回の会議は市長が招集する。
- 3 この要綱は、条例の制定をもってその効力を失う。